

第8編 河川事業編

第7章 水位等情報周知と洪水ハザードマップ

現 行			改 定																				
ページ : 8-7-1																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>内 容</th> <th>具体的な方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位情報等の周知</td> <td>出水時における特別警戒水位等の洪水情報の伝達</td> <td>洪水予報 (法第 11 条) 水位の通報 (法第 12 条) 水位情報周知 (法第 13 条)</td> </tr> <tr> <td>洪水ハザードマップ等による周知</td> <td>円滑かつ迅速な避難行動に資する平時からの情報提供</td> <td>浸水想定区域 (法第 14 条) 【県】 ハザードマップ (法第 15 条) 【市町村】</td> </tr> </tbody> </table>			施策	内 容	具体的な方法	水位情報等の周知	出水時における特別警戒水位等の洪水情報の伝達	洪水予報 (法第 11 条) 水位の通報 (法第 12 条) 水位情報周知 (法第 13 条)	洪水ハザードマップ等による周知	円滑かつ迅速な避難行動に資する平時からの情報提供	浸水想定区域 (法第 14 条) 【県】 ハザードマップ (法第 15 条) 【市町村】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>内 容</th> <th>具体的な方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位情報等の周知</td> <td>出水時における氾濫危険水位等の洪水情報の伝達</td> <td>洪水予報 (法第 11 条) 水位の通報 (法第 12 条) 水位情報周知 (法第 13 条)</td> </tr> <tr> <td>洪水ハザードマップ等による周知</td> <td>円滑かつ迅速な避難行動に資する平時からの情報提供</td> <td>浸水想定区域 (法第 14 条) 【県】 ハザードマップ (法第 15 条) 【市町村】</td> </tr> </tbody> </table>			施策	内 容	具体的な方法	水位情報等の周知	出水時における 氾濫危険 水位等の洪水情報の伝達	洪水予報 (法第 11 条) 水位の通報 (法第 12 条) 水位情報周知 (法第 13 条)	洪水ハザードマップ等による周知	円滑かつ迅速な避難行動に資する平時からの情報提供	浸水想定区域 (法第 14 条) 【県】 ハザードマップ (法第 15 条) 【市町村】
施策	内 容	具体的な方法																					
水位情報等の周知	出水時における特別警戒水位等の洪水情報の伝達	洪水予報 (法第 11 条) 水位の通報 (法第 12 条) 水位情報周知 (法第 13 条)																					
洪水ハザードマップ等による周知	円滑かつ迅速な避難行動に資する平時からの情報提供	浸水想定区域 (法第 14 条) 【県】 ハザードマップ (法第 15 条) 【市町村】																					
施策	内 容	具体的な方法																					
水位情報等の周知	出水時における 氾濫危険 水位等の洪水情報の伝達	洪水予報 (法第 11 条) 水位の通報 (法第 12 条) 水位情報周知 (法第 13 条)																					
洪水ハザードマップ等による周知	円滑かつ迅速な避難行動に資する平時からの情報提供	浸水想定区域 (法第 14 条) 【県】 ハザードマップ (法第 15 条) 【市町村】																					
<p>浸水想定区域図作成等、実施にあたっては、原則として国土交通省河川局から出されている以下のマニュアルによるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険水位の設定要領 ・特別警戒水位の設定要領 ・都道府県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報河川ガイドライン ・浸水想定区域図作成マニュアル ・中小河川浸水想定区域図作成の手引き ・洪水ハザードマップ作成の手引き ・地下街等浸水時避難計画策定の手引き 			<p>浸水想定区域図作成等、実施にあたっては、原則として国土交通省水管理・国土保全局から出されている以下のマニュアルによるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険水位の設定要領、特別警戒水位の設定要領 ・避難判断水位の設定要領 ・都道府県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報河川ガイドライン ・洪水浸水想定区域図作成マニュアル ・中小河川浸水想定区域図作成の手引き ・洪水ハザードマップ作成の手引き ・地下街等浸水時避難計画策定の手引き ・浸水想定区域データ電子化ガイドライン ・治水経済マニュアル(案) 																				

現 行

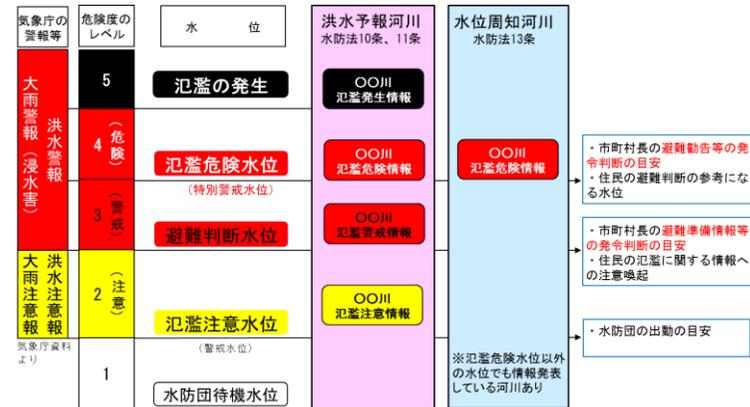
ページ：8-7-2

改 定

(追加)

水位等情報周知について(洪水予報河川と水位周知河川)

主要な河川では、水位観測所で観測された水位の情報を提供しています。基準となる水位観測所(以下、基準水位観測所という)では、観測所毎に、災害発生の危険度に応じた水位が設定されています。



洪水ハザードマップについて

洪水ハザードマップは、洪水浸水想定区域図をもとに、市町村地域防災計画において定められた必要事項及び早期に立退き避難が必要な区域等を記載したものです。

